

嘉麻市デマンドバス等運行業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

嘉麻市デマンドバス等運行業務委託

(2) 業務の目的

地域住民の移動手段の確保を目的として、嘉麻市バスの運行業務を遂行させる能力のある運行業務を行う業者を選定する手続き等について必要な事項を定めるものである。

(3) 業務の内容

別紙「嘉麻市デマンドバス等運行業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(ただし、契約締結日の日から令和7年3月31日までは業務の準備期間とする。)

(5) 見積上限額

運行業務の業務委託期間における見積上限額は、次のとおりとする。なお、見積額が上限額を超える見積額を提出したものは、失格とする。

(ア) 嘉麻市デマンドバス等運行業務委託（山田地区）

29,715千円（消費税及び地方消費税の額を除く）

(イ) 嘉麻市デマンドバス等運行業務委託（稲築地区）

29,598千円（消費税及び地方消費税の額を除く）

(ウ) 嘉麻市デマンドバス等運行業務委託（碓井地区）

17,748千円（消費税及び地方消費税の額を除く）

(エ) 嘉麻市デマンドバス等運行業務委託（嘉穂地区）

32,880千円（消費税及び地方消費税の額を除く）

2 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 問い合わせ及び各種書類の提出先（担当部署）

嘉麻市交通政策課交通政策係（担当：村上）

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1（嘉麻市役所本庁舎3階）

電話 0948-42-7404（直通） FAX 0948-42-7095

4 実施スケジュール等

運行业者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

内容	時期
実施要領等資料配布	令和6年11月15日(金)
質問受付期間	令和6年11月15日(金)から令和6年12月4日(水)
質問回答期限	令和6年12月6日(金)まで随時
参加申込提出期間	令和6年11月15日(金)から令和6年11月22日(金)
参加資格審査結果通知発送	令和6年11月27日(水)
提案書提出期間	令和6年11月27日(水)から令和6年12月13日(金)
プレゼンテーション	令和6年12月23日(月)頃

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令和6年度版嘉麻市物品等競争入札参加資格者名簿に市内、準市内又は嘉飯の地域区分に登録され、道路運送法第3条に規定する旅客自動車運送事業者として許可を受けた法人若しくは、一般乗用旅客自動車運送事業の認可を得て営業を行い、嘉麻市内に本店又は営業所等を有する法人。
- (2) 法人又はその代表者が次の各号に該当しないこと。なお、契約締結までの期間に該当することとなった場合は、受託者としての資格を喪失したものとする。
 - ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの。
 - ・ 募集開始日から提案までの間のいずれの日において、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けているもの。
 - ・ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの。
 - ・ 破産法に基づく、破産手続き開始の申し立てを行っているもの。
 - ・ 所得税、法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税に未納があるもの。
 - ・ 嘉麻市政治倫理条例第6条各号の規定に該当するもの。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

6 参加申込書の提出

- (1) 本業務の業者選考に参加する意思のある業者は、以下の資料をファイルに綴じ、下記の要領で提出すること。
 - ① プロポーザル参加申込書(様式第2号)
 - ② 道路運送法第4条の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けることが証明できる書類の写し。

- ③ 同種業務実績一覧表（様式第3号）
- ④ 会社及び代表者の納税証明書（市税 滞納（未納）のない証明） ※写し可
- ⑤ 会社及び代表者の公共料金等納入証明書（領収書でも可※最低直近6カ月分） ※写し可
- ⑥ 使用印鑑届（様式第4号）
- ⑦ 印鑑証明書 ※写し可
- ⑧ 登記簿謄本及び代表者の住民票抄本 ※写し可
- ⑨ 財務諸表類（決算報告書、直前1年分）の写し
- ⑩ 営業実態調査その1、その2（様式第5号、第6号）
- ⑪ 誓約書（様式第7号）
- ⑫ 役員名簿（様式第8号） 個人の場合は代表者のみ記入
- ⑬ 委任状（支店等への委任がある場合）

(2) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送1部で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、参加申込書提出期間内必着とする。

(3) 提出期限

令和6年11月22日（金）午後5時まで（必着）

7 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年11月15日（金）から令和6年12月4日（水）まで。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 提出方法

質問書（様式1号）に記入のうえ、FAX又は担当部署窓口へ持参し提出すること。

※ FAXによる質問書の提出においては、送信後に電話で担当部署へ連絡すること。

(3) 回答期間・方法

令和6年12月6日（金）までに随時嘉麻市ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切受付けない。

8 提案書の提出

参加申込書に基づき審査を行い、参加資格を有する事業者に対しては、令和6年11月27日（水）に提案書提出依頼通知を送付（FAX及び原本郵送）するものとする。なお、提案書提出の際には、提案書提出依頼通知を持参すること。

(1) 受付期間

令和6年11月27日（水）から令和6年12月13日（金）

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（様式10号）
- ② 見積書（様式第11号）

(3) 提出部数

正本1部、写し7部 ※見積書については写し不要

(4) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提案書提出期間内必着とする。

(5) 辞退届の提出

辞退する事業者は、提案書の提出期限までに担当部署に参加辞退届（様式第9号）を持参しなければならない。なお、辞退によりその他事業において不利益を被ることはないものとする。

9 業者選定委員会の設置

本プロポーザルの審査を行う機関として、嘉麻市デマンドバス等運行業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

10 審査方法

審査は、委員会が提案書の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査及び採点し、各委員が採点した点数に基づき集計した総合得点が（以下「総合得点」という。）200点以上の提案者のうち、総合得点の高い順に順位を決定する。

(1) プレゼンテーション

プレゼンテーションの日時等の詳細は別途通知するが、概ね次のとおり実施する。

① 実施日

令和6年12月23日（月）（予定）

② 審査時間等

1事業者につき30分以内としプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内とする。

③ プレゼンテーションの開始時刻等については、別途通知する。

④ プレゼンテーション当日における説明員等の参加人数は3名以内とする。

⑤ プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションの際にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、担当部署へ事前に連絡し、機材は事業者で用意すること。

11 審査基準及び配点

審査基準	配点
会社の現状	10
安全管理体制・危機管理体制	30
利用者利便性の確保	20
緊急時の対応能力	20
運行実施スケジュール	5
その他提案者が提案するサービス	10
価格評価	5
合 計	100

12 契約予定者の決定及び審査結果の通知等

- (1) 委員会は、順位の上位者から、運行範囲に定めた地区（以下「運行地区」という。）ごとに契約予定者を決定する。なお、運行地区は、契約予定者が決定していない運行地区のうち、事業者が様式第2号に記載した希望順位において最上位の運行地区を選定する。
- (2) 契約予定者の決定については、原則1事業者1地区とし、運行地区が決定した契約予定者は以後の運行地区の契約予定者とはなれない。ただし、辞退等により事業者数が不足した場合は、その不足した運行地区の契約予定者として総合得点の上位者から順に運行の可否について協議を行う。
- (3) 総合得点が同一の場合は、後日くじ引きにて順位を決定する。
- (4) 当該プロポーザルに参加した事業者が1者の場合であっても、当該プロポーザル実施要領に基づき審査を実施する。
- (5) 審査の結果については、すべての参加事業者に通知する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。

13 契約の締結

契約内容及び仕様については、事業者の選定後、企画提案等の内容をもとに契約予定者と詳細を協議し、仕様書を調整のうえ速やかに契約の締結を行う。

14 失格条項

次の事項のいずれかに該当する場合には、事業者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合。
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合。
- (3) 参加申込及び提案書等の記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 虚偽の内容が記載された場合。
- (5) 事故等緊急時を除き、審査に遅刻、欠席した場合。

- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (7) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。

15 その他

- (1) 提出された書類等は一切返却しない。
- (2) 参加申込及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類等は提案者に無断で当該プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提案内容は非公開とする。
- (6) 提案書の作成のために嘉麻市から受領した資料は、嘉麻市の了解なく公表してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申し立ては出来ないものとする。
- (8) 当該プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。